

民間資金等活用事業推進委員会 第 31 回議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

第31回民間資金等活用事業推進委員会 議事次第

日 時：平成25年9月6日（金）15:00～16:54

場 所：合同庁舎4号館4階第2特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

(1) 基本方針の改正について

(2) ガイドラインの改定について

(3) 報告事項

- ・ PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプランについて

- ・ 公共施設等運営権に係る会計処理方法に関する PT 研究報告
（中間とりまとめ）について

- ・ 株式会社民間資金等活用事業推進機構の設立準備状況について

- ・ 株式会社民間資金等活用事業推進機構支援基準（案）について

(4) その他

3. 閉 会

○井上参事官 それでは、時間になりましたので、ただいまから第31回「民間資金等活用事業推進委員会」を開催いたします。

事務局の内閣府民間資金等活用事業推進室の参事官をしております井上でございます。

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、定員9名のうち、7名の委員が御出席ということでございます。民間資金等活用事業推進委員会令第5条第1項に規定いたします、会議を開き議決するために必要な委員の過半数を超えておりますので、委員会が適法に成立しておりますことを御報告申し上げます。

また、7月31日付で小林麻里委員が御退任になっておりますので、御報告させていただきます。

それでは、以後の議事進行につきましては、渡委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○渡委員長 皆様、こんにちは。

ただいまから、本日の議題に入らせていただきます。まず、議題1の「基本方針の改正について」及び議題2の「ガイドラインの改正について」、一括して事務局から説明していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○持永審議官 審議官の持永と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、資料の説明をさせていただきます。

最初に、資料の1-1と1-2をごらんください。

趣旨につきましては、1-1にございますとおりで、今般、PFI法に基づく基本方針を一部改正したいということでございます。

その背景といたしましては、後でまた個別に御報告させていただきますけれども、官民インフラファンドのPFI推進機構が設立されるに至りまして、その役割等々について書き込まなければいけないという必要が生じたことが一番大きな背景でございます。

それから、もう一つの背景といたしましては、これも後で報告事項の中で御説明申し上げますけれども、先般御審議いただいたアクションプラン、こちらが決定されたということで、その趣旨も少し盛り込みたいという大きな2つの動機があって、改正させていただきたいと考えております。

その他、資料1-1の2の(3)にありますように、条文がずれて少し変わりますけれども、そこは形式的でございます。

1-2をごらんください。

中身のあるところだけかいつまんで御説明申し上げます。

最初、2ページはいわゆる前文のところなのですが、ここにアクションプランの趣旨を書かせていただいております。後でまたごらんいただきますが、アクションプランにおきましては、PFI事業についてはいわゆる延べ払い型が4分の3ぐらいのシェアを占めているわけですが、その方式だけではなくて、利用料金をいただけるような、収益が上がる

るような形のものに少しシフトしていきましようという考えが盛り込まれておりますので、そのところを前文の中に書き込ませていただいたというものでございます。

次は3ページから5ページにわたってはPFI推進にかかわるいろいろな期待が書き込まれている文脈でございますが、そこにつきましては、機構ができますので、機構の資金供給によってインフラ投資市場を整備していくのだという趣旨を簡単に盛り込ませていただきました。それが5ページの部分でございます。

それから、25ページは七という新しい項を起こしております。26ページに推進会議だとか委員会のことがありますけれども、そういうものと同列のような形でPFI推進機構という新しい組織ができ、新しいミッションがあるということで、そのミッションを簡単に書かせていただいたというのが25ページの七でございます。

七の1と2がございまして、1は機構がインフラ投資市場整備に向けて法令を遵守しながら業務を行いますということを書き、また、2におきましては、こちらは政府の側に立って、政府としても機構のガバナンスの話、機構と一緒に案件をつくっていくのだという方針を書かせていただいております。

以上が資料1-1と1-2でございます。

次は資料2でございますが、ガイドラインに移らせていただきたいと思っております。

資料2-1の1枚紙をごらんいただきますと、資料2-2以下に新旧をつけさせていただきましたが、いずれも法律改正によって引用している条文がずれてしまったりですとか、過去の法律に関して用語が変わっているところで、形式改正ではあるのですが、ガイドラインの改正ということで御提示させていただいております。

個々の新旧につきましては後で御参照いただければよろしいかと思っております。

以上が資料1にかかわります基本方針の改正、資料2にかかわりますガイドラインの改正についての御説明でございます。

○渡委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいま説明いただきました基本方針の改正案及びガイドラインの改正案につきまして、御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。どうぞ。

○K専門委員 資料1-2の一番最後についている表なのですが、道路のところは修正されているのですが、ここの趣旨を御説明いただけますでしょうか。

○井上参事官 これは、経済財政諮問会議の議論とか、あるいは日本経済再生本部の議論等も踏まえまして、国交省のほうで地方道路公社、これは具体的に今、愛知県のほうで提案なされておりますが、それについて今後検討を進めるということが正式に決定されたものですから、そういった意味から、より具体的に現段階における方向性を明示したということでございます。

○K専門委員 それで、普通の道路についてはどういう方針なのでしょうか。

○井上参事官 現在、地方道路公社から検討すると聞いております。

○K専門委員 公社の道路ではなくて、普通の高速道路とか、料金を取ってやっている道路

についての考え方なのですが。

○井上参事官 いろいろ有料道路の主体はございますけれども、現段階ではまず地方道路公社について検討を進めて、その他の主体によりまず道路整備があるかと思いますが、その後の課題ということだと思っております。

○K専門委員 ここを削る必要はあるのですか。「今後の料金制度のあり方とあわせて設定を検討」は削除しなくてはいけないということなのですか。

○井上参事官 現段階で方向性を明示したということでありまして、現段階の記述例で、必ずしもその他の主体についての検討を否定しているという趣旨ではなくて、現段階で明確化したという趣旨で書かれていると理解しております。

○K専門委員 否定した趣旨ではないということですね。ありがとうございます。

○渡委員長 ほかにございますか。

どうぞ。

○宮本委員長代理 資料1-2の2ページ目の右の赤字のところでございますけれども、前回の委員会のときも発言させていただいたのですが、従来方式は延べ払い型という形に呼び方も変わっているところもいかなものかと思えます。この前も申し上げたつもりではあったのですが、ここの文章だけを読みますと、ちょっと長いので解釈しにくいのですが、ややもすれば、いわゆるサービス購入型と呼ばれていた事業から料金徴収型のほうに移行しましょうと、サービス購入型を排他的に読めなくもないのです。

そもそものPFIのサービス購入型というのはそれなりの利点は当然あるのですが、これまでなされてきた事業が結果として単なる延べ払いになったということが多かったことは、反省の事実としてあることはあります。しかし、それとサービス購入型がよくないという表現とは違うと思えます。

ここでは、まずは従来、料金を徴収すべき事業に対してPFIは適用されてこなかったから、そこに対して事業分野を拡張しましょう。できるだけ税財源に頼らないという表現も引っかかるのですが、適切な料金の設定のもとでということではあると思うのです。全て料金に添加することになれば、それこそ料金が高くなって、本来使うべき人が使えないというデッドウェイト・ロスという問題が生じることもあります。

それともう一つは、先ほど申し上げたサービス購入型も、単なる延べ払いではなくて、本来の趣旨に戻ってより効率的、効果的にそういう事業を展開しましょうという2つのメッセージが1つの文章になっているから、ちょっと意味をとりにくいのではないかなと私は受け取ったのです。ですから、できれば2つの文章ぐらいに分けていただいて、そういう趣旨で解説をしていただいたほうが良いと思えます。

これは前回の委員会のときに申し上げたことに関連しております。

○井上参事官 ありがとうございます。

当然、サービス購入型も意義があり、本来の意義に従って、例えば業績連動にするとか複数にまとめるとか、より効率的なものに変えていく必要があるとは思っておりまして、

その旨はアクションプランでも書いたつもりですけれども、ちょっと表現を若干工夫できるところはないか、先生の御趣旨を踏まえて、工夫させていただきたいと思っております。

○渡委員長 どうぞ。

○D委員 宮本委員長代理と全く同意見でして、アクションプランを反映させる基本方針でありながら、アクションプランに書いてあることを反映していないので、これは明らかにおかしいと思いますね。なので、工夫ではなくてしっかり書いていただく必要があると思います。

○井上参事官 そのようにさせていただきます。

○渡委員長 ほかに御意見、ご質問があれば、どうぞ。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、御意見、御質問がないようですので、宮本委員長代理、D委員から指摘されました事項につきましては、事務局で修正していただくよう、お願いしたいと思います。

修正内容につきましては、委員長一任としていただきたいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○渡委員長 ありがとうございます。

それでは、次の議題に入らせていただきたいと思います。

報告事項といたしまして、1つ目がアクションプランについて、2つ目が会計処理方法に関するPT研究報告について、3つ目が機構の設立準備状況について、4つ目が機構の支援基準（案）について、以上の4項目につきまして、事務局から説明をいただきたいと思います。

どうぞ。

○持永審議官 それでは、報告資料の1-1と1-2をごらんください。いずれも中身は前回お諮りしたときと変わっているものではないのですけれども、前は数字が抜けたもので御説明しましたので、そういう意味では数字の確認という形にもなるかと思えます。

資料1-1をごらんいただきますと、上のほうにございますように、今後の規模感としての目標ということで、PPPも一部入った形になっておりますが、12兆円規模の市場を目指したいということを掲げて、内訳として（1）から（4）までお示ししております。

（1）のコンセッション活用部分については2～3兆円程度、収益施設の併用等については3～4兆円程度、公的不動産の活用等の形については2兆円程度、その他複数のバンドリング型等については3兆円程度での積み上げの結果でございます。

御存じのように、過去10年強のPFI事業に限れば、4兆円強の市場規模になってございますので、10年間で12兆円ということになりますと、約3倍という野心的な目標を掲げたということになっております。

これが報告資料1-1でございます。

報告資料1-2がアクションプランの本体でございます。中身は前回お示したものと

変わっておらないのですが、先ほどちょっと議題になりました基本方針の改正案なのですが、このアクションプランの報告資料1-2の1ページの「趣旨」を圧縮する形で転記したような形になっておりました。例えば「趣旨」の5行目あたりにありますように、延べ払い型が中心であったでありますとか、税財源に頼ることなく民間にとって魅力的なというフレーズについては、下から5行目、6行目、7行目あたりに載っております、こちら辺を踏まえた形で書かせていただいたものでございます。

先ほど委員長からも一部修正ということで御指示いただきましたが、アクションプランではこんな書き方で6月に決定させていただいたということになってございます。

以上が報告資料1の御説明でございます。

次は、報告資料の2-1と2-2でございます。こちらは運営権の設定、要はコンセッションを今後やっていくに当たっての会計処理について検討した結果の御報告でございます。

前回の委員会でも少し出たかもしれませんが、コンセッションの事業というのは今まで、当然のことですが、我が国の中では事例がないということで、一方で、来年度にも空港関係で出てきそうだという状況の中で、最初の空港にかかわるコンセッション事業を円滑にスタートさせなくてはならないという趣旨で、検討して整理をしたということでございます。

特に、新しい概念ということで、現行の会計諸基準の中では明示されていない点について、現行の基準と整合をとりながら取りまとめたとなっております。

この検討に当たりましては、横浜国立大学の齋藤教授に座長になっていただきまして、有識者の方々、企業会計基準委員会からもおいでいただいて、ことしの6月まで6回検討した結果となっております。

本日御出席いただいておりますA委員にも御参画いただきまして、大変有益な御提言をいただいたところでございます。

内容としては、報告資料2-1の下半分の箱に記載があるとおりなのですが、例えば運営権の対価が入ってきたときの会計上の処理方法でありますとか、第三者に賃貸借契約を結んだ時の処理法、運営権を取得した者が施設の更新等々をやった場合の処理方法ということで整理をいたしております。

ただ、これはあくまでも今、想定できるスキームを念頭に置いてまとめておりますので、もしまたいろんなスキームが出てくれば、それに応じて検討したいと思っておりますが、とりあえずは空港の事業が円滑にキックオフできるようにということでの研究成果の報告ということで整理いたしました。

以上が報告資料2-1、2-2でございます。

次は、機構の設立の準備ということで、報告資料3をごらんいただきたいと思っております。

報告資料3につきましては、まずスケジュールをお示ししております。機構につきましては、10月上旬の設立を目指して今、諸準備という形になっております。また、機構を設

置するために必要な法律の法律改正は終わっておりますが、その施行そのものは9月5日でございます。

後でまた個別にお話があるかもしれませんが、機構の初代の社長につきましては、渡委員長にお願いしたいということで、8月8日に大臣からその旨対外的に発表させていただいたところでございます。

出資につきましても、設立時の出資にめどがつかしましたので、現在10月の立ち上げに向けて規程類の整備ですとか、職員の採用関係、オフィスの準備等々を進めているところでございます。

それから、今年度につきましては、政府からは100億円の出資となっておりますけれども、来年度につきましては、まだ要求段階ではありますが、300億円の出資が追加できるような概算要求を先般8月末に出させていただきます。

報告資料3の真ん中に、参議院内閣委員会附帯決議と書いてございますけれども、機構をつくるための法案が決定された際に、附帯決議というのは参議院についておりますが、その中でPFI事業の進捗状況を少し整理して、推進委員会にもお諮りをした上で、国会に報告することという決議をいただいておりますので、そちらの作業はまた今後やっていこうと思っております。委員会の皆様方の御指導をお願いしたいと思っております。

報告資料3については以上でございます。

最後に報告資料4-1、4-2でございます。4-1が概要版、4-2が全体版になっております。

こちらはPFI法の改正された53条に基づきまして、先ほど申し上げましたPFI推進機構が投融資を行う場合の基準を政府として定めるというものでございます。こういう基準につきましては、先行するさまざまな政府系ファンドでも政府がつくっております、例えば産業革新機構でありますとか、農水ファンドでありますとかございますので、そういうものも参考にしつつ、また、PFIという機構の独立性も加味した形で基準を作成しております。

この作成に当たりましては、私ども内閣府での検討はもとよりなのですが、政府の出資者としては財務省が出資者になりますので、そちらの関係省庁等々とも議論を経た中での整理ということでございます。

内容を御説明申し上げますと、IIの概要をごらんいただきたいのですが、まず1ポツとしては、機構がお金を出す事業として、どういう事業でなくてはいけないのかということ（1）（2）（3）という形で基準として示しております。当たり前のことかもしれませんが、公共性・公益性のあるような事業でなくてはいけない。

また、民間の資金等々の活用ができるものでなければいけない。

収益においては適切な事業計画があって、資金回収ができるものでなくてはいけないということが基準としております。

2ポツになりますが、対象の事業ではなくて、機構そのものが満足させなくてはいけない事項ということで、（1）から（7）まで規定しております。

まず（１）は、個々の事業も当然なのですけれども、機構の業務全体としてちゃんと長期収益性を確保しなくてはならないこと。

（２）としては、公共的ないろいろなPFIに貢献していかななくてはならないということで、ある程度の分散出融資をしていかなければいけないということ。

（３）にございますのは、個々の融資案件についてはきちんと規律を確保できるようにモニタリング等々をやっていくということ。

それから、公的なお金が入っておりますので、（４）にありますように、運用の透明性、特に情報の開示についてもきっちりやるということでございます。

ページが変わりますが（５）にありますのは、法律上も書いてありますけれども、あくまでも民間の投融資の補完が基本の役割になりますので、そこをお示ししております。

（６）にありますのは、機構サイドとして責任ある執行体制をとること。

（７）は震災がございましたので、そちらへの配慮もということで書かせていただきました。

３ポツでございませけれども、こちらは間接出資、直接出資等にかかわる考え方を整理したものでございます。間接出資、いわゆるファンド・オブ・ファンズの役割の部分ですが、こちらにつきましてはきちっと相手方についての経営体制を確認するでありますとか、マジョリティをとるのが役割ではありませんので、マジョリティをとらないような出資にとどめるというようなことを明記しております。

直接出資のほうも（２）でありますけれども、同様の規定を置かせていただいております。

（３）に融資のことが書いてありますが、こちらも基本的考え方が一緒でございませので、出資に準じた形で融資を行うと書いております。

出資にいたしましても、融資に際しましても、あくまでもシニアローンでありますとか、エクイティーの補完がメインになりますので、基本的にはメザニンになるのだということで、そこら辺の趣旨も含めた形で出融資手法については書かせていただいております。

以上が支援基準でありまして、こちらは10月上旬に機構が設立と申し上げましたけれども、設立までに間に合うように、いろいろ手続を経て、最終的には政府としての告示という形での対外的なお示しの仕方になりますが、手続をとっていきたいと思っております。

私からの説明は以上でございませ。

○渡委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関しまして、御意見、御質問がありましたらお願いします。どうぞ。

○K専門委員 報告資料1-1のアクションプランですけれども、以前これに似たようなプランで中間的取りまとめというのが二、三年前にたしかつくられていたかと思うのですが、その中でも10年で10兆円という数字が出ておりました。残念ながら、あの中間的取りまとめが出た後、PFIの数は激減していったと思うのですが、いろいろな理由があったとは思いますが、10年で10兆円というのと、1年で1兆円やっていかななくてはならないことになる

わけなのですが、その辺、10年目に10兆円やればいいというものではないので、毎年毎年1兆円のめどがあるものなのかどうか、その辺マイルストーンはどうなっているのかをもし何か決まっていることがあればお話しいただければと思います。

○持永審議官　マイルストーンはありません。数値目標は野心的なものでございます。ここにも書いてありますように、普通政府のこういうものは個々の事業計画をすごく精緻に積み上げてやるのですけれども、報告資料1-1の下にあるように、積み上げでなくていわゆる政府の目標のような形で打ち出した部分があるものですから、細かい積み上げがあるかということ、そういうものではなくて、これからいろいろな施策を打つとか、機構を利用する形で頑張っていきたいというところを示したものになっています。

さらに、補足しますと、個々のコンセッションが2~3兆円とかいろいろ書いてありますけれども、こちら細かい積み上げでないとはいえ、コンセッションであれば空港とか道路とか、何となくやるのかなとイメージできるものもここに挙げて、そういうものを積極的に取り込んでいくことでこれぐらい積みあがるのかなといったイメージを持っております。その他のものも、例えば(3)につきましても、公的不動産を活用したまちづくり事業というのが過去30件ぐらいあるのですが、こちらはPFIというよりもPPPではあるのですが、過去行われたまちづくり事業の件数だとか規模感を大体参照する形で、10年間の規模感を決めているという形でございます。

○渡委員長　今の回答でよろしいですか。

○K専門委員　ありがとうございます。

民間感覚ですと、10年というのは長過ぎて、もちろん目標を掲げるのは非常に大事なことで、これは非常にいいことだと思うのですが、実際これを具体的に実行に移すためにはぜひとも年度ごと、それから3年ぐらいごとのプランを立てて、着実に10兆円に到達するような計画を個別につくっていただければと思います。やはり前回中間的取りまとめがうまくいかなかったというのは、大きなプランはあったのだけれども、個別のプランがなかったところが問題だったかなと反省しております。

○渡委員長　ありがとうございました。

どうぞ。

○G専門委員　3つありまして、今のアクションプランのところ、K専門委員の御質問にも関連するのですけれども、各地方自治体の方たちとお話ししていると、国はこう言っているけれども、地方自治体としてどういう施策があるのかというのに御興味をお持ちのようで、この中の(4)の最後の○のところですが「重点的に取り組む各省庁及び地方公共団体に対する適切な評価を踏まえた各種補助金・交付金の重点化」と書いてございますけれども、これは予算措置するのかなとは思っているのですが、何らかの具体的な姿は見えるのかというのがまず1つ。

次は、PTの研究報告の取りまとめの紙なのですが、報告資料2-1の右の3ポツの一番上のところの、運営権者の負担により施設を新設する場合に運営権の取得対価として計上

することが考えられる。これは多分研究報告の報告資料の2-2だと、6ページのポツでいうと新設や改修等の位置づけで2のところだと思うのですが、これは新設して、それを公共に渡した場合に当該運営権が設定されて取得価格として計上するということだと理解したのですけれども、そうすると、新たな運営権の設定なので、その時点からの残存期間で償却するのかなというところの確認。

最後に、同じ報告資料の6ページの一番下のところなのですが、運営権を途中解除された場合には返す義務が生じる場合があるものと考えられる。なお、本PTにおいては、返還義務が生じるスキームを前提とするという微妙な書き方をしているのですけれども、これはある場合があると考えられるのであって、実際にいろいろな種類があるので、ない場合もあることを許容しつつ、PTにおいては返還義務が生じるスキームを前提としたらこう考えるということで、返還義務が不可抗力の場合とかいろいろあるので、ない場合もあるよということを許容した上での記載でしょうか。

この3点でございます。

○渡委員長 それでは、事務局、回答をお願いいたします。

○井上参事官 まず、第1点目のアクションプランの関係の御質問なのですが、ここで書かれております地方公共団体の関係ですが、補助金・交付金の重点化ということで、今、具体的な取り組みを各省と調整しております、基本的な思想としては、せっかくPFIとかPPPである意味行政改革の努力をした地方公共団体が損にならないように、例えば1つ考えられますのは、補助金を優先的に配分するであるとか、そういういろいろな工夫ができないかということで調整しているところでございます。いずれにしても、そういう努力が報われるようなことができないかと検討しているところでございます。

あと、会計PTの御質問2点でございますけれども、1点目は御理解のとおりでございます。

2点目ですけれども、書き方はこうなっておりますが、基本的には取り消し事由によるのですけれども、基本的にはガイドラインでも示しましたが、残存期間については返還するのが普通であろう。ただ、委員がおっしゃるように、それが特別な契約のスキームの中で返還不要とか、そういうのもあり得ないということで、こういう表現になっております。ですから、先生の御指摘の御理解のとおりでよろしいかと思えます。

○渡委員長 ほかにございますか。

B委員、どうぞ。

○B委員 2点ほどですが、1つ目は素朴な質問なのですが、このアクションプランは10年ですが、10年後に改めて検証するわけではないと思うのですが、定期的に、例えば進捗状況を検証して、先ほどの自治体の取り組みも含めてだと思っておりますが、ボトルネックがあるとしたらどこにあるのかとか、そこを定期的に検証するという理解でよろしいのでしょうか。

もう一つは、財政的にもできるだけ税財源を使わないということだったので、やると言

って10兆円公共事業がふえてしまったら余り意味がないので、当然のことながら更新投資も含めて従来の公共事業をPFIに置きかえていくという理解でよろしいのですねという確認です。

○井上参事官 御理解のとおりでございまして、アクションプランにつきましても、やり方等は今検討しておりますけれども、定期的にフォローアップをしまして、ボトルネックなども探して、例えば制度的な対応が必要であればそういうことも検討することでPDCAサイクルをつくりたいと思っております。

もう一点目は、おっしゃるとおりでありまして、事業費の、例えばこれはできるだけ民間投資を使いながら置きかえるとおっしゃいましたけれども、そういう事業にしていきたいということございまして、そういう意味では、公共の持ち出しの事業費がそのまま積み上がるというものではなくて、できるだけ民間投資を使うという考え方で、そのはかり方は今検討しておりますが、基本的には先生の御理解のとおりでございまして。

○渡委員長 P専門委員、どうぞ。

○P専門委員 会計処理方法に関する研究報告があったのですけれども、税務処理については何か御検討はされていらっしゃるのでしょうか。

○井上参事官 このPTにおきまして、当初は税務も検討しようかということも考えたのですけれども時間的な制約もあり、また、税務につきましても、実際に税制当局の折衝の見解を伺わなければいけないものですから、そこまでは至っていないということございまして、税務に関しては今後ということになります。

とりあえず、民間の方々にマーケットサウンディングするために、基本的な現行制度の会計制度の中でどういう処理が考えられるかをまとめないと、なかなかマーケットサウンディングしにくいということがございますので、その環境整備をしたということございまして。

○P専門委員 恐らく、会計のみならず、税務上の処理がどうなるかによって実際にキャッシュフローを分析する際に、一括で損金算入するのかもしれないのかとか、この辺がそれぞれ御検討される上でのポイントになってくると思いますので、そういう意味では今後御検討される御予定はあるのでしょうか。

○井上参事官 この会計PTは、実は国管理空港の現時点でわかっているスキームを前提として検討したものであります。会計PTの先生方からも御指摘いただいたのですけれども、ここに前提を書いてございますけれども、かなり国管理空港のスキームを書き込んでありますが、もっと詳細に各事業のスキームが固まらないと、会計処理の仕方についてもなかなか固まらないということございまして、そういった意味から、税制につきましても各事業のスキームが固まり、同時並行的に今後整理しなくてはいけないかなということだと思います。

○渡委員長 どうぞ。

○O専門委員 先ほどアクションプランの「地方公共団体に対する適切な評価を踏まえた各

種補助金・交付金の重点化」のところで補足の御説明をいただきました。

私は自治体から専門委員としてここに参加しておりますが、これまでのPFIの実際の運用から考えますと、確かに補助金・交付金を重点化していただくこともある意味では非常にありがたいことなのかもしれませんが、それ以前に、この従来型のPFIでも一つの障害として、個別法とPFIとのイコールフットィングの問題があります。従来手法であれば補助金、起債が充てられるにもかかわらず、PFIという事業手法を導入するとそれが充てられないというものが、まだかなり残っているのではないかなと思います。

具体的に言いますと、例えば市町村合併がこの間ずっと進んできておりますけれども、合併する際に建設計画を立てて公共施設を建設するときに、従来手法であれば合併特例債という起債を充当することができますが、PFI事業にした場合にはそれが充てられないという事情があって、PFIよりも従来手法の方が有利という状況があります。

あるいは、従来手法であれば国から補助金が出るものが、PFIだと補助対象とならない場合があります。国の関係省庁から御協力いただいて、補助対象にさせていただくよう補助要綱を改正していただいた場合もありますが、そのために自治体として国と何度も交渉を重ねて、そこに行政コストがかかるという事情がこの間あったのかなと思います。

ですから、重点化という前に、できるだけPFI事業が採用しやすいような環境整備について、各省の方々とも調整をしていただけると非常にありがたい。先ほど国会への報告とこれまでの検証というお話がございましたけれども、そういった中でフォローアップしていただけるとありがたいということで、これは一つのお願いでございます。

○井上参事官 御指摘ありがとうございます。

このアクションプランにおきましても、重点化の上にイコールフットィングも掲げてございますので、各省の補助金の現状につきまして、またフォローアップをし、足りないものがあれば直していただくような促しをしていきたいと思っております。

○渡委員長 R専門委員、どうぞ。

○R専門委員 Rです。

アクションプランなのですけれども、制度の充実はぜひこれからもどんどん進めていただきたいと思います。具体的取り組みのところにもたくさん書いていただいております、こちらのほうを充実するととてもいいのかなと。特に、ワンストップ窓口ができると、非常に行政の担当者のほうは進めやすいと思っています。

ただ、一方で、行政のほうでPFI/PPPに取り組む機運が今、盛り上がっているかというところ、全くそういうところはなく、先ほど御説明ありましたけれども、PFIの件数はどんどん減っているのです。その中でPFIを進めようとした場合に、行政の中で推進する部署の位置づけが非常に大事になっておまして、福岡市もアセットマネジメント推進部というところがかなり幅広にあって、今、いろいろな事業がPPPという形で具現化しつつあるのですが、通常の行政であればそういう組織もありませんので、そういったところも1つボトルネックになっていると思うのです。なので、こういう推進体制も含めて、これから研究対象を

検討していただければ推進に弾みがつくのではないかなと思いますので、今後も御検討よろしくお願いいたします。

○渡委員長 事務局、どうぞ。

○井上参事官 ワンストップ窓口につきましては、内閣府でも、例えば地方公共団体の方もそうですし、民間の提案などの制度をつくりましたので、どこに聞けばいいかわからないということも多々あることを伺っていますので、内閣府のほうで、今もちょっとやっておりますけれども、専門家の窓口においてワンストップで聞くということと、来年度、もう少し窓口を内閣府としても拡充するような要求などもさせていただいております。

それと、地方公共団体の支援としましては、個々の案件に関しまして、個別の専門家派遣という制度を昨年度からつくっておりますけれども、かなり昔に比べて、引き合いが最近ちょっとふえてきておまして、地方公共団体で関心はそれなりに高まっているのかなとは思っております。

あと、各地方公共団体におきます推進体制につきましても、首長さんのお考え次第というところもございますが、できるだけ体制整備を働きかけていきたいと思っております。

○渡委員長 どうぞ。

○V専門委員 Vと申します。

アクションプランなのですが、上の1番のコンセッションに、先ほど空港とかいろいろおっしゃっていましたが、空港のコンセッションを進めるのはすごく時間がかかりますね。2～3兆円を10年というのが可能なかなと思ったのですが、空港、上下水道事業にけると書いてあり、大体どのぐらいの割合でこの2～3兆円を考えていらっしゃるのですか。

2点目の質問は、民間資金等活用事業推進機構の支援基準があります。先ほど概要の御説明を頂戴したのですが、この基準を満たさない場合はどうなるのですか。これをチェックする組織というのはどこがやるのですか。

この2点です。

○渡委員長 事務局、回答をお願いいたします。

○井上参事官 アクションプランのコンセッション、運営権制度を活用したPFI事業、2～3兆円と書いてございます。その内訳をということでございますけれども、米印にも書いてございますが、積み上げではないということになります。空港につきましては、関空でありますとか、あるいは国管理空港の法律もできましたので、民間投資によって経営改善を図れる余地があるような空港があります。EBITDAからの政府としてオーソライズした数字はございません。

上下水道につきましても、具体的に地方公共団体におきまして検討が進められておりますので、そういったことも加味して、そういうことを踏まえた上で2～3兆円ということで、設定をしております。

機構につきましては、国費も入っておりますので、支援基準ということでしっかり国費の毀損がないような形で支援をしていく、そういう案件に対して支援をするということで

支援基準をつくっているわけですが、実際に個々の案件の適否につきましては、当然機構内で担当されている専門家でもみましますし、あるいは社外取締役等からなります支援委員会がありまして、そこでチェックをし、国においても個別の審査をするということで、かなり慎重な手続を踏んでチェックするような仕組みで、整理することになってございます。

○L専門委員　せっかく機構ができるので、弾みになって大いに進むとよいと思うのですが、今、支援基準との関係での御質問がございましたが、イメージとして、これは株式会社という形で機構をつくられて、ここでの職員は何人ぐらいいらっしゃるのか後で伺えればと思いますが、そこでおやりになることは、この報告資料4-1にある支援基準、PFI法53条で機構が従うべき基本事項を支援基準として定めるということになっておりますので、公共性、公益性があるかどうか、収益面で妥当か、などの、大変もったもなことが書かれているのですが、要するに、具体的にはPFI事業の案件が出てきたとき、これに当てはまるかどうかを、今おっしゃったような職員の方が当てはめて、審査をして決定をするということになりますね、また、助言など、専門家の派遣、助言とか、そういうこともされるというイメージですね。

○井上参事官　その通りです。機構の立ち上げ時は、今、準備を進めておりますけれども、大体役職員を含めまして職員が20人程度で考えてございます。今後PFI事業の案件がどんどんふえてくれば、また拡充していくことはあるかと思いますが、設立時におきましてはその程度から出発して事業を開始していくことになっております。

○渡委員長　どうぞ。

○D委員　要望が2点と質問が1点なのですが、アクションプランに関しては、実績に比べると確かに多いのですが、本来どのぐらいあるべきかという発想がまず必要で、それに比べてどの程度なのかというのを見ないといけないと思うのです。

今、日本の公共支出は100兆円を超えているわけで、それに比べると10年間で10兆円だと1%しかないわけですね。民でできることがわずか1%なのか、そんなに日本の民は弱いのかというのはあり得ないことだろうと思うのです。

なので、もっともっと高みを目指すことを考えていかないといけなくて、空港とか港湾を積み上げるのはいいのですけれども、個別のものを積み上げて限界があるので、もっと大きなところでしっかりと進めるのが必要で、例えば上下水道だけでも、配管の更新だけでも年間2兆円ぐらいかかるのです。もちろん学校とか老朽施設、これはサービス購入型になりますが、そこでも十分なロットが出てくるはずなので、個別ではなくて、もう少しジャンルで捉えるようにしていただきたいというのが1点目です。

それから、2点目が、PFIが進まない理由は幾つか皆さんがおっしゃったとおりなのですが、もう一つ大きいのは、手続が煩瑣で時間がかかるというのがありますねということで、これに関しては昨年、一昨年だったかもしれませんが、震災復興のために、庁舎に関しては非常に標準形なので、もっと大幅に短縮できるだろうということで、部会で検

討してひな形をつくるどころまでいって、最終的には復興交付金の対象になったので目の見ないことになったのですが、時間を短縮するというアイデア自体は非常に有用だと思うので、今回アクションプランを出した時点で、再度同じような発想で取り組めるものはないのかどうかをもう一度検証する。部会におろしていただいてもいいと思いますけれども、そういうプロセスはぜひやらないといけないと思います。これが要望事項です。

それから、1点だけ質問なのですが、機構の出資のところに間接出資が先に書いてあって直接出資という順になっているので、間接出資が原則ですか。間接出資ができないと立証された場合のみ直接出資をするのですか。ここだけ質問です。

○持永審議官 最後のところを先に申し上げますと、間接出資を原則にしたい。つまり、民間の補完という考え方で、民間でちゃんとファンドがあればそちらでやっていただく、その応援に回るという形に持っていきたいと思っています。なので、機構の存続期間は15年と法律に書いてありますもので、15年後には民間のファンドが動いていて、機構はバックで民間のファンドを支えているという役回りにしたい、なるべきだという考え方で間接出資が上に来ています。

しかし現在、本格的なインフラファンドがないので、当面は直接出資に結果的にはなってしまうのですが、先ほど申し上げたような法の最初の趣旨に鑑みれば、まず、間接出資をイメージして、それまでのつなぎということで直接出資を当面の間の措置ということで書かせていただいていますので、民間のファンドがどういう計画でどういうスケジュールで立ち上がるかは分かりませんが、例えば5年、10年たって民間のファンドがどんどん動いてくれば、だんだん直接出資を引いて間接出資のほうに回っていくようにしたいという構想になっています。

一番最初のもっと大きな目線で捉えればいいのではないかとこのところですが、確かに国の公的資本形成ベースで言えば、年間20兆円ぐらいですね。国の公共事業は今年度5.3兆円ぐらいしかありませんけれども、地方分も入れれば15兆円ぐらいになりますので、公共事業というベースで捉えれば大きい数字を目指すべきかとは思いますが、過去のトレンドから見ながら、無理目にやってここかなとなっておりますので、またこれをローリングしていく中で、もうちょっと高目の球が投げられればいいと思っています。

○井上参事官 手続の簡素化といいますか、時間の短縮化につきましては、このアクションプランを進めていく上で手続の簡素化のようなことも重要な課題だと思っておりますので、またお知恵をかりながら、前向きに検討していきたいと思っております。

○渡委員長 よろしいですか。

○D委員 100兆円を超えているというのは政府支出全体なので、サービスも当然アクションプランの対象になってきますから、それを母数にすると小さいねという話です。

○渡委員長 どうぞ。

○P専門委員 機構に関して報告資料4-1の2ポツの(2)です。出資について、分散出融資するという点でございましてけれども、特定分野に過度に偏ることがないように、適切な

分散出融資等を行うということなのですが、恐らく短期的には例えば関空ですとか空港が出てくると、相応の規模だと思えますので、集中特定分野にしてしまう可能性もあると思うのですが、特段ここが制約事項になるようなことはないかということです。あくまでも長期的に見てという理解でよろしいのでしょうか。

○持永審議官 おっしゃるとおりです。1年、2年でどうかという評価をするつもりはなくて、5年、10年の単位で見たときにどうかということが基本です。

件数ベースと額ベースという話もあると思います。例えば仮に関空に出資すれば相当なボリューム感になる。ほかのPFIの案件とは桁が多分違うのだらうと思うのですが、だからよくないということにするのはおかしいので、基本的には額ベースというより件数ベースで複数の分野に長期間にわたっていけばいいというイメージです。そういう意味での御指摘のとおりです。

○渡委員長 ありがとうございます。

Q専門委員、どうぞ。

○Q専門委員 報告事項の中の会計処理の部分、報告資料2-1、2-2に意見があるのですが、そもそも意見を述べていいのかどうかをまず、お聞きしたいのです。報告事項とあるからには、すでに決まっているものを後づけで意見を述べてもしょうがないのかなと思っていますが、その辺はどうなのでしょう。

○持永審議官 確かに報告書そのものはコンプリートしているようではあるのですが、ただ、これも現在わかっているスキームを前提に整理したという段階ですので、もし大変貴重な御意見がいただければ、コンセッションに係る会計処理が全て決まったわけではないものなので、ぜひお願いしたいと思います。

○Q専門委員 そもそも論でいうと、会計処理だとか税務処理というのは、PFIの運営にも密接不可分ですから、それをこの委員会と関係ないところで部分的に決まっていること自体がそもそもおかしいのではないかなと思うのですが、それはここですぐお答えは出ないと思いますので、意見だけ申し述べさせていただきます。

それから、同じことは例えばこれから設立される機構についても、これも報告事項になっているのです。そうすると、ここでは報告を聞くだけという話になってしまうのではないかなと思います。推進機構は今、いろいろな方から御意見が出ているように、本当に推進をしようとするドライビングフォースになるわけなので、やはり幅広く皆さんの意見を聞いたり、あるいは実際に実務に携わる方の意見を聞いて立ち上げる、あるいは、運営を決めていただく性格のもので、そのためにはこの委員会の場で議論することが適切ではないかなと思いますので、その辺もその位置づけあるいはこの委員会との関係を御検討いただけないかなと思います。

中身についてですが、まず、報告資料2-2の9ページです。事前に勉強してこなかったものですから、目についた、気づいたところだけ申し上げているのですが、9ページの⑥の不可抗力、これを前提に置いていろいろな会計あるいは税務処理を決めておられると

ということなのですが、ここには、管理者等は、実施契約等において、あらかじめ運営権者に一定の保険に加入することを義務づける。これはいいと思います。その次が問題で、不可抗力が発生した場合、運営権者が原則としてみずからの負担で災害復旧を行うと書いてありますが、これが原則であると非常に困ってしまうケースが出てくるのではないかと思います。

極端な話を申し上げますと、保険でカバーされないような災害、例えば地震、津波、テロ、戦争。地震については一部保険がありますから限定的だと思うのですが、要は保険でカバーできない部分が一番問題なのですが、そののところはここでは不明確で、いずれにしても、どんな場合でも原則運営権者が負担すると書いてあります。

その次の10ページの一番上がただし書きになりまして、災害による被害度合いに応じて、管理者等が介入の必要性を認めたものについては負担を行うことも考えられると書いてあります。ということは、原則は運営権者が全部負担して、管理者が助けてやろうと思うときだけ助けますと書いてある。ただ、例えば仙台空港の例でも何でもいいのですが、地震が来て、施設が全損して、やり直しのような被害をこうむったときにどうするのかということなのです。そのところが、この場合だと管理者が後づけでやってやろうではないかと決めない限りは、原則運営権者の負担です。

初めにこういう条項が実施契約でついていると、多分、銀行は初めから融資してくれない。ですから、最低でも、どういう災害のときにはこうなるのだというような予見可能性が高い基準をまず設けていただかないと融資が付かず、無理かなと思います。あるいは私などは、逆に言うと、例外と原則が逆でもいいのではないかなと思っています。

ですから、その辺を会計のほうのPTが、これで決めましたと言われると、こちらとしては、大原則にかかわる部分なので、大いに困ってしまうというところがあります。

それから、これはもうちょっと単純な質問になるのですが、報告資料2-1の右下に今と関係のあるところの、多分償却の関係を論じられているのだらうと思うのですが、運営権者の負担により災害復旧を行う場合には、原則として簿価を切り下げる、あるいは支出を要した場合には簿価に加えると書いてありますが、これ自身の意味合いが私にはよくわかりません。

それから、もっと疑問なのは、管理者が負担したときにどうなるのか。それが多分インパクトとしては一番大きいはずなので、そういうことが余り配慮されていないのではないかなと思います。ですから、このPTはごく通常の運用されているときにはこういうことでもいいのかもしれませんが、一番クリティカルになるような事象のときになかなかこのとおりに適用しづらい、あるいはそのところの配慮が不十分ではないかなと思います。

以上です。

○渡委員長 事務局、どうぞ。

○井上参事官 おっしゃいました9ページ、10ページの不可抗力の扱いとかその辺の条項

ですけれども、これはあくまでも会計PTが前提としていること、こういうスキームだったらこうなるという前提でございまして、別にこういうスキームを決めたわけではございません。この会計PTで何らかのスキームが前提として必要なので、こういうスキームだったらこうなるということでございまして、原則こういうスキームにしようとかそういうことを決めたものではございません。

○Q専門委員　そういうお答えはあろうかと思えますけれども、報告資料2-2では公共施設等運営権にかかわる会計処理を定めるのだと書いてありますから、その中で前提としてそういうふうに置かれれば、これを読む人はそれが前提なのだ、標準なのだ、と通常は思うと思います。ですから、それは一部の部分にあってということであれば、それ以外のことを検討して明記するのがこういった報告書の役割ではないかと思えます。

○渡委員長　いかがですか。

どうぞ。

○荻野政策調査員　前提となるスキームは、空港のスキームを前提にはさせていただいているのですけれども、会計PTを始めたときも非常に難しく、空港のスキーム自体もまだ十分に固まっていない中でスタートしたところがありました。今後マーケットサウンディングに使うために、指針ではなくてあくまで研究報告という形で名前をつけさせていただいているのも、委員の御指摘のあったところも踏まえて研究報告とさせていただいて、今後民間事業者から、特に今、御指摘いただいたスキームの不可抗力の部分はどんどん意見が出てくると思います。結局、事業化の障害になり得ると判断できるような御意見も頂戴させていただくところも踏まえて、今回このスキームで出させていただいております。

もう一つ、処理のところの御質問ですけれども、一旦簿価を切り下げ、現状回復のために要した支出額を運営権の簿価に加えることが考えられるということで、報告資料2-2の研究報告で具体的な処理案を挙げさせていただいております。例えばももとの運営権簿価が150でした。損害が起こって、合理的に損害の額が計算できた場合、それが70に相当するものであったら、既存の簿価の150から災害金額相当の70を一旦引き下げる。その上で、回復状況を見て、その回復にかかった支出が120であれば、その120を加えることを想定して書かせていただいております。

○渡委員長　Q専門委員、どうぞ。

○Q専門委員　先ほどのマーケットサウンディングがそのための素材であるということなのですけれども、では、そのマーケットサウンディングは、どう実施されるのか、また、マーケットサウンディングとこの委員会との関係はどうなるのかをお聞きしたいのです。

○井上参事官　マーケットサウンディングは事業ごとに、空港ですと国交省のほうでやられると思うのですけれども、そのときの一助にするものでございます。

この委員会との関係という意味では、この委員会は各事業を総括的に基本的なところを御議論いただく場だと感じておりますので、そういった中で、各事業が実際の事業化に当

たってマーケットサウンディングみたいな手続を進めていってスキームを固めていくということだと思っております。

○Q専門委員 そうすると、報告資料2-2は、お役所的にいうと、所管は国交省なのか。だから内閣府の委員会とは、ちょっとずれてしまっている、扱えないとか、そういうことですか。

○井上参事官 この会計PTは、当初はいろいろな事業に共通できるような会計の考え方をまとめたいとは思っておったのですが、いかんせん各事業の検討状況あるいはスキームのかたまり具合がまだまだそういう段階に至っておりませんでした。その中で空港が一番進んでおったので、それを素材としてマーケットサウンディングの助けになるようにまとめたということでもあります。そういう意味では、いろいろな事業がある中で、現在わかっている空港の1つのスキームを前提に一部分を検討したということでございます。

○Q専門委員 ということは、内閣府でやられているということですね。

○井上参事官 はい。検討の材料を国交省と連携しながら、内閣府で事務局を務めさせていただきまして、まとめたということになります。

○Q専門委員 話を建設的にしたほうがいいと思いますので、所管だとか、あるいは研究会の性格だとかの位置づけはさることながら、コンセッションという新しい制度を使い勝手のいいものに、あるいは永続的に使えるようにするためには、うまい形でこういった委員会も研究会も活用しながら、総合的にやっていただくのが一番いいのではないかと思いますので、そういうことの検討をお願いできればと思います。個別の各論部分については、部分的かもしれませんが、意見を出すことができます。

○渡委員長 先ほどお答えの中で、このレポートの位置づけは、最終的な報告書ではなくて、これからコンセッションの案件が出てくる中で、不都合な箇所が出てきたら、都度リバイスしていくものであるという回答が事務局からあったと私は認識しております。そのため、御指摘の点につきましても、これから走りながら検討していくしかないのではないかと思います。そういったことでよろしゅうございますか。ありがとうございます。

たいへん貴重なご意見だったと思います。全く新しい制度ですから、十分に吟味できていない面もあると思いますが、今、Q専門委員がおっしゃったことは大事なことで、今後、ぜひ検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかにございますか。

どうぞ。

○K専門委員 今のQ専門委員の補足ですけれども、私も全く賛成で、両方書いておかないと誤解を与えるということで、海外の事例では、不可抗力の場合には事業期間を延ばしてあげて、民間事業者にさらに利益を与えてあげるという形で民間の負担を減らしてあげるとか、あるいは一定金額までは払ってあげるとか、そういう工夫をしている例があると思ひます。ですから、原則民間と決めつけてしまうのはよくないと思ひます。

○渡委員長 ありがとうございます。

どうぞ。

○P専門委員 今のQ専門委員の御意見に関連してなのですが、研究報告に書かれている前提条件は会計処理例の前提条件なのですが、コンセッション制度自体がその前提条件ありきなのかと御理解されるケースがあると思います。私もこれを拝見したときに、こういうことがコンセッション制度のルールなのかと最初思ったのです。

実際にPFIのコンセッションについて取り組みを検討している一般の事業者さんなどと議論しますと、例えばPFIのコンセッション期間の、極端な例で最終年度に安全投資をする際に、それを仮に投資して、研究報告の例においては残存期間にわたって減価償却することが考えられると記載されていますので、その場合に1年で償却をするということになります。しかし、実際にはバリューが残っているという議論になるわけです。それはどういう扱いになるのかということなのですが、この場合には、この研究報告の例でいえば一年で減価償却するということですが、そうではない取り扱いを事業者さんとしては想定していて、やや御議論になるケースがあります。バリューを残す取り扱いも含めて御記載いただくとか、ガイドライン上は確か次のコンセッションが継続する場合にはそのコンセッションの対価で残っているバリューを事業者に支払うようなことも記載されていたと思うのですが、いろいろな形で皆さんお迷いになって新規に参入されるということですので、それぞれのケースをできる限り丁寧に記載することが、コンセッションを進める上で参入を促すために意味があるのではないのでしょうか。これは意見です。

○渡委員長 ありがとうございます。

どうぞ。

○A委員 Aでございます。

この会計のPTのメンバーとさせていただいていた関係で発言いたします。

皆様の御意見をお伺いしまして、幾らこの文章の中にこの会計処理はあくまでも特定のスキームを前提に、こういうスキームだったらこういう会計処理になりますよとか、また、これから新たなことがあれば見直しをしていくようにいたしますと書いてあっても、受けとめ側としてはこれがすごく普遍的な会計処理ととられるのだなと認識いたしました。

P専門委員が先ほど言ったように、残存価値があるようなもので次の運営者があらわれるようなケースだとか、ほかにもいろいろなケースがあって、それぞれトラブルシューティングをしていかななくてはいけないのだと思うのですが、限られた時間である意味空港関連の事業スキームだけについて言ったものですが、こういう文書という形にしてしまいますと、発信側と受けとめ側に大きな差があるということで、これは大変反省すべき点だと思っております。

また、まだこれは中間取りまとめという形ですので、もし機会がありまして、次回のPTに参加することができますならば、こういう点も含めて発表の仕方、報告の仕方のあり方を情報共有させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○渡委員長 ありがとうございます。

宮本委員長代理、お願いします。

○宮本委員長代理 これは既に公表されている話ではありますが、報告資料1-1と1-2の関係です。報告資料1-1の(4)その他の類型に関してですが、この内容として、資料1-2の中では維持管理の更新の話が明確に入っていますが、資料1-1の概要の中にはその言葉が出てきていません。既存施設の、特に一般道路だとか、一般の橋梁等の無料のものに対してはサービス購入型にならざるを得ませんが、今後適切に民間資金を使えば、それこそ効率的に修繕だとか更新もできる可能性もあります。そのことは、資料1-2の中に書かれていると思うのですが、一般によく見られる資料1-1の概要のほうには、維持管理とか更新とかということが一切入っていません。ここは入れたほうが、メッセージが伝わるのではないかと思います。

特に、この書き方ですが、「(1)～(4)の類型を通じた具体的取組」が上の(4)の説明みたいに読めなくもないのです。下の2行のところは全体を受けているので、もう少し間をあけてから書かないと混同します。ですから(4)の説明の中に維持管理、更新とかそういう形を含めていただくということと、今申し上げた誤解を生まない形の表現に次のバージョンからは変えていただいたほうがいいと思います。

○渡委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。

○J専門委員 2つ質問でございまして、まず一つが、公共施設等運営権制度を活用したPFI事業で2～3兆円ということで、先行しているのは空港、有料道路でありますけれども、今の、特に地方公共団体さんのことを考えると、上下水道事業に導入していくことは非常に重要性が高いのではないかなと個人的には感じております。

ただ、一方で、この上下水道事業にいわゆる公共施設等運営権制度ということで、民間資金を入れていこうとすると、どうしても起債との関係があって、なかなか地方公共団体にメリットが出るスキームのつくりかたが非常に困難だなと思っておりまして、いろいろ自治体さんのこういう事業をされているところと話をしても、運営権はメリット出ないからという感じで、むしろ先ほどちょっと管路の話が出ましたが、管路の更新に包括的なコンストラクション・マネジメントを入れるとか、そういうことには大変皆さん関心があって、そういう意味では(4)みたいな類型にもしかしたらなっていくかもしれないのですが、残念ながら運営権制度に関しては、非常に地公体さんの関心は低いかなと感じております。

ただ、運営権制度に関しては、単に公共施設の維持管理を効率化するだけではなくて、民間資金を回していく、インフラ投資を推進していくという大きな政策目標の中であると思いますので、ぜひ起債制度との関係なども中長期的には議論して、公共施設等運営権を入れやすい形にできないかなと思っております。

地公体さんにとっては起債があることは大変ありがたい制度だと思っておるのですけれ

ども、これが民間資金を入れることの大きなハードルになっているのもまた事実だと思っておりますので、中期的な課題になると思いますが、ぜひ御検討を推進していただきたいと思っております。

もう一つが、PFI事業に関しては、先ほど数字のカウントの仕方を今、整理をされているという御発言もあったかと思うのですが、そもそも（３）の公的不動産の有効活用したPPP事業というのは、いわゆる実施方針などを出して、といった手続もないので、一体どのぐらいの件数がどこまで行われているかはなかなか把握できない状況です。

また（４）などに行くと、維持管理、CM、PM、DBO、そんなのを入れていくと本当にどんどん広がって行って、それは非常にいいことだと思っておりますので、どう件数なり金額を把握していく体制を構築されていくのかなということで、もしその案が今ありましたら教えていただけたらと思います。

以上です。

○渡委員長 今の２点の質問につきまして、事務局いかがですか。

どうぞ。

○井上参事官 上下水道におきます起債のやり方でございますけれども、今、実はある市の上水道などで運営権の設定を検討されておまして、その検討の中でその自治体が総務省とか、地方公営企業ですのでそういった絡みで相談申し上げていて、内閣府としても、一緒になって検討を進めていくことで、ぜひ運営権がうまくいくように、必要であれば制度を変えていくことを含めてやっていきたいと思っております。

２点目は、まさにおっしゃるとおりでありまして、PFI事業ですと基本方針のところを見ればある程度わかるわけですが、PPPまで広げますと、実際どういうところでつかまえるか頭を悩ましているところでありまして、今、具体案があるわけではありませけれども、例えばどれだけあるかわかりませんが、PFIの担当部局を押さえておしますので、そこに対します照会をしてやるとか、できる対応策を今後検討していきたいと思っております。

○渡委員長 ほかにございますか。どうぞ。

○G専門委員 水道の話など、今の質問と若干関連するのですが、このアクションプランで今、６月６日に会議で決定された後の、まだ３カ月ぐらいなのですが、それぞれいろいろ具体的取り組みとたくさん書かれていて大変だとは思いつつも、先ほどの話であれば、厚生労働省との話し合いとか、指定管理とか、高速道路とかたくさん入っているので、進捗状況を委員会としても何らかの知れる余地があるのか。３カ月でどれぐらい進んだかというのもあると思うのですが、これは成長戦略とも関係してくると思うので、こういった感じで進んでいるかは教えていただけるのでしょうか。

○井上参事官 ３カ月たちましたけれども、フォローアップしていかなくてはいけないと思っております、その取りまとめ内容につきましては、委員の皆様へ御報告、やり方はいろいろあるかと思っておりますので、ぜひさせていただければと思っております。

○G専門委員 お願いします。

○渡委員長 ほかにかがでしょうか。

F委員、どうぞ。

○F委員 今のお二方のお話とも関連するのですが、今日の御報告のところは報告資料1-1と1-2でアクションプランの話があって、そのほかに会計の話と機構の御報告があってということで、アクションプランはかなり重要なプランで、政府を挙げてやっていくことになるわけですが、これを具体的に実行しようとする、かなりいろいろな障害を乗り越えていかななくては行けなくて、そのための具体的な手立てをいろいろと考えていく必要があって、それが全部今日提示されていれば、みんな頭がすっきりしたのですが、恐らくそれに対して機構と会計の話だけではなかなか全部が見切れていないということなのだろうと思うのです。

そうすると、それ以外にもいろいろと、アクションプランを具体的に実行していくに当たって考えていかななくては行けない戦略だとか、あるいは具体的にしなくては行けない手当みたいなことがあって、それは全部をこの委員会でやるのは難しいと思うのですが、ここで誰が何をやるかを決められるわけでもないと思いますが、これだけの専門家の方々が集まっていられるので、ある種のこの人たちの知恵をアクションプランの実行に活かしていくことは何らかの形でできるのではないかと思います。

具体的に何をどうするというのはお考えいただければいいことだと思いますが、少しこの実行に当たって何かこの委員会としてできることがあれば、それをうまく回していく方向を考えていただければと思います。

○渡委員長 ありがとうございます。

今の御意見、それでよろしゅうございますか。

○持永審議官 進捗状況は先ほど報告すると申し上げましたので、委員会の中で状況の報告を行い、報告しながら改善すべき点だとか、サジェスチョンいただける点があれば承って、それをまたフィードバックしたいと思っております。

○渡委員長 どうぞ。

○E委員 2つ確認を兼ねて伺いたいのは、1つは、今日の運営権の件でございますけれども、これを実行に移していくとすると、今日今、皆様がおっしゃった課題に加えて、実際に民間事業者が提供しているサービスのクォリティーが期待に沿うものであるかを考えますと、それぞれの施設特性を考えて、相当パフォーマンス・インジケータは時間をかけて設定していかないと、枠組みはできたけれどもサービスの中身の測りようがないということにもなりかねないので、それについては既に検討を始めているのか。

もし始めているとすれば、今のような枠組みの議論とともに、施設ごとに専門家がいらっしゃいますので、招集してそういったサービスをどう図るかというテクニカルな問題についても検討を並行して進めるべきではないか。

もう一つは、たまたま資料1-2に運営権が設定できるかという検討をされている表が出ております。新旧対照表の一番最後のページでございます。運営権が設定できるかとい

う中で、たまたま公営住宅といいたましようか、賃貸住宅の設定が可能と書いてございますが、今日話している原則論からは少し応用問題になるのですけれども、一つは、公営住宅をたくさん持っている自治体もあるのですが、非常に少ない自治体もあるのです。民間事業からすると、隣接する複数の自治体から運営権をもらったら、バルクが出てきますので、可能性が出てくる。そういったものが視野に入ってきているかということ。

逆に今度は大きな自治体の公営住宅団地がそれだけでやっても、所得制限や制約があるのですが、例えば地域の再生を含めていろいろな所得階層の人が入ってきたらいいということだと、一部を民間の分譲マンションに建てかえるとかというような事業権と、残した公営住宅分の運営権を合わせ技にすると非常にリアリティーが出てくる例もあるのですけれども、そういったことも視野に入るような議論がされているのか、あるいはこれから、要は運営事業権と合わせ技でもう一つ何らかの事業権をいっそ1つの事業体にお任せすると、非常に民間にとっては、一方で運営事業権を持って責任を持って公営住宅として残すところが運用するし、別途のところはもう少し所得階層の高い人たちの住宅改修をあわせてするとリアリティーが出てきます。

そういった公益的な場合とか、あるいは事業の中でも2つの事業権を付与する場合、そういったものが検討の射程に入っているかどうか伺えればと思います。

○渡委員長 ありがとうございます。

今の御意見に対して、事務局は何かコメントありますか。

○井上参事官 1点目のサービス水準の基準についてです。これはおっしゃるとおり、非常に大事だと思います。こういう業績連動型みたいなサービス購入型においてもそういうのは大事だということを位置づけておりますので、各事業においてその検討が進められるように各省に聞いてみたいと思います。

2点目の公営住宅の話でございますけれども、国交省で公営住宅を所管されておりますが、私どもが聞いておりますところで、公営住宅で今、運営権を検討しているという情報は具体的には持ち合わせていないのですが、おっしゃるとおり、組み合わせによってうまくするものであれば、内閣府としても国交省とお話をさせていただいて、アドバイスといえますか、連携をとってやっていきたいと思っております。

○E委員 海外では今みたいな所得階層がミクシングするということをやっている例がありますので。

○渡委員長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

R専門委員、どうぞ。

○R専門委員 推進機構の件なのですけれども、支援基準を拝見させていただいて、全部はわからないのですが、恐らくこういう事業を選定しますということと、するに当たってはモニタリングをちゃんとやりますということが書かれているのだと思うのですが、モニタリングがうまくいかないというか、事業が傾いてしまったとか、そういったときに、機構が

どういふアクションをとるかということには書かれていないのですけれども、それは支援基準だからそういうものまで書かないかということなのか、別のところに書くのであればそれを教えていただきたいのです。

行政としては、機構が入るような事業はすごく大きくて、リスクも大きい事業になると思うのですけれども、事業中断リスクをこういう機構が入ることですできるだけ軽減する、もしくはなくすというところを期待したいところなのですが、そういったところが読み取れるような資料等があれば、行政内部でも使いやすいかなと思っていますので、そこら辺をどうお考えなのか教えていただければと思っています。

○渡委員長 今のご質問について、事務局より回答よろしくお願ひします。

○森山参事官 今の、事業がうまくいかなかった場合の対応ですけれども、報告資料4-1は概要版になっておりますので、報告資料4-2の全体版をごらんいただければと思います。

報告資料4-2の3ページ目「(3) 個別出融資等案件に関する規律の確保」の4行目以降に「モニタリング並びに事業悪化時における当該関係者と連携した対応等を適切に実施し」ということで、具体的に悪化の状況等を踏まえまして、ほかの出資者と連携しまして、適切な対応をすることが支援基準にはうたわれております。

○R専門委員 すごく簡単な書きぶりなのですけれども、もうちょっと具体的に書かれる御予定はないのでしょうか。

○森山参事官 支援基準はあくまでも大枠のガイドラインでございまして、事細かに経営陣を変えるだとか、そういった問題の個別具体的な対応につきましては、機構あるいはほかの出資者との関係での行動を極度に縛るおそれがありますので、この程度の基準としております。

ただ、いずれにせよ、国が出資した事業であって、PFI事業である以上、収益性や適切な運営が確保できるようにすることは当然の役割だと思っています。

○R専門委員 ちょっと消化不良ではあるのですけれども、余り書けないのかなという気がしますね。

ただ、リスクを一番負担するのが機構になっているのかなと思っていますのですが、であれば、それなりの抑止力といいますか、抑えがきくようなものがあるのであれば、役員を変えなさいとか、プレイヤーを変えなさいと言えるのでしょうかけれども、そこら辺をほかの出資者とどう役割分担していくか、だれがリードしていくのかがもうちょっと見えているほうが、行政としても、内部でこういう機構が入るとさらに安全になりますよという内部説明もできるかなと思っています、御質問させていただいた次第です。

○森山参事官 補足いたします。

報告資料4-2の5ページから6ページ目にかけて、「3. 出融資等手法に関する事項」においてどういう対応をするかということが書いてあるくんだりでございます。

6ページ1行目の3.(1)②「イ その他の必要な対応」ということで、具体的な内容

は書き込んでおりませんが、「機構は「適切な要求等を行う」とした上で、仮に「当該要求等に従わないときは、業務執行者の解任の提案等の適切な対応を行うものとする」としております。

○渡委員長 推進機構はこれから始まるわけですから、実際の事例とかが出てくれば、思わぬ事態に遭遇することもあると思います。そのため、基準等についても、事例等の積み重ねにより、内容を詰めていく必要があると思います。

先程の事務局からの回答にも、そういったニュアンスが入っていたと思いますので、我々委員会としては、今後、内容をより良いものに検討していくこととして、まとめることでいかがでございましょうか。

どうぞ。

○Q専門委員 今、御質問があった報告資料4-2に関する質問なのですが、3ページの「(1) 出融資等業務全体としての長期収益性の確保」と、ここに書いてありますが、よくわからないのです。これを平板に読むと、少なくとも損をしないことと読めるのですが、これと、2ページの(3)あるいはもっと別にあった、収益性が個別事業で認められることと書いてあるのですが、3ページの(1)の長期収益性と個別事業の収益性とはどうかかわりがあって、あるいは2つを別に書いてあるのですが、どういう意図がおりなのか教えていただきたいのです。

○森山参事官 こちらの「支援基準」につきましては、「1. 支援対象となる対象事業が満たすべき基準」において、個別の対象事業が満たすべき基準、「2. 特定選定事業等支援の全般について機構が満たすべき事項」においては、機構が満たすべき基準とに分けて規定されております。

今、委員御指摘の報告資料4-2の2ページ1.(3)の個別の収益面につきましては、こちらに出融資する際に個々のプロジェクトがしっかり収益を上げる、毀損しないプロジェクトである必要があります。

3ページの2.(1)につきましては、個別の事業ではなく、機構が満たすべき基準です。ファンドである以上、いろいろなプロジェクトに出融資するわけです。一つ一つのプロジェクトが全て黒字であればよいのですけれども、複数のプロジェクトに投融資するファンドの場合は、あるプロジェクトでうまくいかなかった場合でもほかのプロジェクトがうまくいって、ポートフォリオ全体として収益が確保されることが重要であるということです。

また、機構の存続期間が15年にわたっている中で、ある年がうまくいかななくても、長期的に総収益を確保すればいいということと併せて、2つの意味即ち全体のポートフォリオとしての収益性と単年度ごとでなくて15年トータルでしっかり収益を確保するといったことを区別して書いている。そういう主旨です。

○Q専門委員 それで、3ページの今、御質問させていただいた(1)をそういう意味合いで読もうとしても、ここでは収益が上がることは書いていなくて、少なくともゼロ以上と読めるのですが、最低限の書きぶりによろしいということですか。

普通であれば、ファンドを運営するのに投下資金に対して何パーセント、例えば15%以上上がらなくては投資できないというのが収益基準だと思うのですか、ここで言っている(1)はそこまでのことを求めていないように読めるのです。

○森山参事官 高い収益を結果的に上げられれば結構だと思っていますが、呼び水として出融資するファンドとしまして、高い収益を求めることを目標としているものではありません。他方、国民の資金が入っている以上毀損してはいかぬということを掲げております。

○渡委員長 ありがとうございます。

いろいろ御意見が出ましたが、今回のものは、これが最終版であるという答申や報告書ではございません。ぜひ、これから委員会等で議論をしていただきまして、内容を詰めていくということで、本日の議論は終了したいと思います。どうもありがとうございました。

ここで、一旦議事進行を事務局にお返しいたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

○井上参事官 渡委員長、ありがとうございます。

渡委員長におかれましては、本日の委員会を最後に御退任となります。

事務局を代表いたしまして、梅溪内閣府審議官より、委員長に対しましてお礼の言葉を述べさせていただきます。

○梅溪内閣府審議官 内閣府、梅溪でございます。

本日は、活発な御議論をいただきまして、ありがとうございました。

渡委員長におかれましては、PFI推進委員会委員長として平成19年11月に御就任されて、6年間PFI事業の推進に御尽力いただきました。どうも大変ありがとうございました。

これまでの御活躍を少し振り返りますと、PFI制度の抜本の見直しに向けまして、平成22年5月にはPFI制度の諸課題及び今後の方向性について提言を取りまとめでいただきました。これに基づき、翌平成23年には公益施設等運営権制度の導入、民間提案制度の創設、対象施設の拡大などを内容としたPFI法改正などが行われました。

本年に至りましては、官民インフラファンドの設立を内容としたPFI法改正が行われるとともに、PFIの推進がアベノミクスの大きな柱の一つとして骨太方針などにも位置づけられました。

このように、これまでの御活躍は、PFI推進の歴史において大きな転換点に、重責を果たしていただいたと感じております。

今後は、先ほども紹介がございましたが、株式会社民間資金等活用事業推進機構の代表取締役社長として、引き続きPFIの推進に御尽力をいただくこととなっております。我々事務方、内閣府としても大変心強く感じているところでございます。

今後とも、渡委員長のますますの御活躍を祈念いたしまして、御礼と感謝の言葉とさせていただきます。本当にどうもありがとうございました。(拍手)

○渡委員長 只今、御紹介いただきましたとおり、この10月に発足いたします機構の社長への就任が内定したことに伴い、本委員会の委員長を退任することになりました。

委員長としての6年間、いろいろなことが思い出されます。委員の皆様方には活発な御意見をいただいたことにより、何とか無事に委員長の職を務めあげることができました。心から厚く御礼申し上げたいと思います。

委員会の活動を振り返りますと、最初はPFIの標準契約を取りまとめまして、2010年には「中間的取りまとめ」を公表いたしました。この「中間的取りまとめ」に基づきまして、PFIの対象施設の拡大、民間事業者による提案制度の導入、コンセッション方式の導入など、新しいPFIの方向性を示す、PFI法の大改正の実現に至りました。これもひとえに委員の皆様方の真摯な議論の結果生まれたものでありまして、私は委員長として本当に幸せだったと思います。

先ほど梅溪内閣府審議官がおっしゃいましたけれども、PFIの推進は、アベノミクスに寄与し、財政難の日本を救う手段でもありますので、欧米などのように、十分に機能させる必要があると思います。

これから立場が変わりますけれども、委員会で学び、皆様方に御指導いただいたことを、新しい機構でも活用していきたいと思います。機構はファンドの資金を呼び水として、民間の資金をインフラ投資に入りやすくし、民間のインフラファンドが多数形成されることで、公共事業の多くが民間の手に委ねられていくというサイクルをつくるのが目的でございます。そのような目標が達成できるよう頑張りたいと思いますので、今後とも御指導賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

6年間、本当にありがとうございました。(拍手)

なお、申し遅れましたが、PFI法の改正作業の最中に3.11が発生いたしまして、PFI手法を復興・復旧に役立てようということで、宮本委員長代理に座長になっていただき、たいへん多くの提案をしていただきました。結果的には、予算や補助金等の関係もあり、陽の目を見るものも少なかったかもしれませんが、宮本委員長代理をはじめ関係者の方々に対して、厚く御礼申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

○宮本委員長代理 ありがとうございます。

○渡委員長 以上で、退任の挨拶とさせていただきます。

○井上参事官 ありがとうございました。

それでは、進行をまた渡委員長にお返ししたいと思います。

○渡委員長 それでは、委員長としての最後の言葉になりますが、以上で本日の委員会を閉会とさせていただきます。本当に長い間ありがとうございました。